

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	2 - 2	分野	2. 処遇改善 (2) その他	作成年月	令和3年4月																																																
地方公共団体名	青森県 おいらせ町		担当課	まちづくり防災課																																																	
連絡先	Tel 0178-56-2131 E-mail bousai@town.oirase.aomori.jp																																																				
タイトル	消防団員のインフルエンザ予防接種に助成金を交付																																																				
取組の概要	<p>おいらせ町では、平成30年度から消防団員の健康維持と処遇改善を目的に、消防団員が季節性インフルエンザの予防接種をした場合に、その費用の一部を助成する制度を創設しました。</p> <p>消防団では、インフルエンザ流行期において体調を崩して火災現場等で消防活動に従事できない消防団員を少なくするため、幹部会議において分団長らの幹部団員にこの制度を周知して、所属団員が一人でも多く制度を活用して、インフルエンザ予防接種を受けよう取り組んでいます。</p> <p>《接種期間》 インフルエンザ流行期(各年度において別に定める期間)</p> <p>《接種場所》 町が指定する医療機関等</p> <p>《対象/助成金額》 消防団員/2,000円上限(1人あたり1回)</p> <p>令和2年度 消防団季節性インフルエンザ予防接種費用助成金実績一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">12月接種分</th> <th colspan="2">11月接種分</th> <th colspan="2">10月接種分</th> </tr> <tr> <th>件数 (件)</th> <th>助成金額 (円)</th> <th>件数 (件)</th> <th>助成金額 (円)</th> <th>件数 (件)</th> <th>助成金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現物給付</td> <td>4</td> <td>8,000</td> <td>17</td> <td>33,000</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>4</td> <td>8,000</td> <td>17</td> <td>33,000</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>償還払い</td> <td>4</td> <td>8,000</td> <td>7</td> <td>14,000</td> <td>1</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>4</td> <td>8,000</td> <td>7</td> <td>14,000</td> <td>1</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>16,000</td> <td>24</td> <td>47,000</td> <td>1</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>					区分	12月接種分		11月接種分		10月接種分		件数 (件)	助成金額 (円)	件数 (件)	助成金額 (円)	件数 (件)	助成金額 (円)	現物給付	4	8,000	17	33,000	0	0	小計	4	8,000	17	33,000	0	0	償還払い	4	8,000	7	14,000	1	2,000	小計	4	8,000	7	14,000	1	2,000	合計	8	16,000	24	47,000	1	2,000
区分	12月接種分		11月接種分		10月接種分																																																
	件数 (件)	助成金額 (円)	件数 (件)	助成金額 (円)	件数 (件)	助成金額 (円)																																															
現物給付	4	8,000	17	33,000	0	0																																															
小計	4	8,000	17	33,000	0	0																																															
償還払い	4	8,000	7	14,000	1	2,000																																															
小計	4	8,000	7	14,000	1	2,000																																															
合計	8	16,000	24	47,000	1	2,000																																															
その他参考情報	<p>○添付 「おいらせ町消防団員季節性インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱」(平成30年告示第53号)</p>																																																				

○おいらせ町消防団員季節性インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱

平成30年10月1日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、消防団員の健康維持による災害等における消防力の確保及び処遇改善による消防団組織の安定維持を図るため、季節性インフルエンザのワクチン予防接種(以下「予防接種」という。)に係る費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとし、助成金の交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則(平成18年おいらせ町規則第46号)に関わらず、この告示の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この告示に基づいて接種費用の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、予防接種時において消防団員に任用されている者とする。

(助成対象となる予防接種)

第3条 助成の対象となる予防接種は、各年度において別に定める期間内において、助成対象者が受けた季節性のインフルエンザワクチン予防接種とする。

(助成金及び助成回数)

第4条 助成対象者の受けた前条の予防接種に係る費用のうち、1回につき2,000円を限度に助成金を支給するものとし、助成回数は助成対象者1人につき1回とする。

(予防接種の助成方法等)

第5条 助成対象者は、おいらせ町と予防接種の実施に係る委託契約を締結した医療機関(以下「委託医療機関」という。)において、予防接種を受けることができるものとする。

2 助成対象者は、おいらせ町消防団員季節性インフルエンザ予防接種費用助成金(代理受領委任払)申請書兼請求書(様式第1号)により、委託医療機関を経由し、町長に助成金の申請を行うものとする。この場合において、助成対象者は、助成金の請求及び受領について委託医療機関に委任を行うものとする。

3 助成対象者は、委託医療機関において予防接種を受けたときは、当該予防接種に要した費用から、1回につき2,000円を減じて得た額を委託医療機関に支払うものとする。

(代理受領委任払による助成金の交付)

第6条 前条の規定により予防接種を実施した委託医療機関は、翌月の10日までに、おいらせ町消防団員季節性インフルエンザ予防接種費用助成金代理請求書(様式第2号)に助成対象者から提出を受けた様式第1号を添えて、当該予防接種に係る助成金を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、受理した日から30日以内に委託医療機関に助成金を支払うものとする。

(償還払による助成金の交付)

第7条 助成対象者が第5条第2項による申請によらずに助成の対象となる予防接種を受けた場合または委託医療機関以外の医療機関において助成の対象となる予防接種を受けた場合は、医療機関に支払った費用のうち、1回につき2,000円を限度として助成金を申請することができる。ただし、助成金の申請は、当該予防接種を受けた日が属する年度の末日までに行わなければならない。

2 前項の申請をする者は、おいらせ町消防団員季節性インフルエンザ予防接種費用助成金(償還払)申請書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 医療機関が発行する領収書
- (2) 助成金の振込先口座の通帳の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、おいらせ町消防団員季節性インフルエンザ予防接種費用助成金支給決定通知書(様式第4号)により、助成対象者に対して通知し、助成金を交付するものとする。

(助成方法の特例)

第8条 この告示に定める助成制度のほか、助成対象者が加入する健康保険などが実施する季節性インフルエンザ予防接種に係る助成制度を活用して予防接種を受けた場合の助成金額は、予防接種に要した費用から当該助成制度による助成金額を減じて得た額が2,000円未満となる場合は、その金額とする。

(不当利得の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたと認めるときは、支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。